

第35回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年2月21日 13:30から14:40

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員 13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員
15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員 18番 菊池 利治委員
19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員

(以上 17名)

4. 欠席委員 12番 佐藤 泰正委員 21番 成田 俊英委員

(以上 2名)

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹

農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美

(以上 5名)

6. 議事日程

会議録署名委員の指名 6番 三木 均委員
7番 浅野 徳昭委員

会期決定について 平成30年2月21日(1日)

会務概要報告

報告第102号 農業経営証明願について

議案第135号 現況証明願について

議案第136号 農地法3条の規定による許可申請について

議案第137号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第138号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について

議案第139号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございました。
それでは、只今より第35回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は17名です。議事録署名人に6番、三木均委員、7番、浅野徳昭委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日2月21日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何()聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。

事務局
大西事務局長

報告第102号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

それでは議案書3ページにございます、報告第102号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で1件の申請がありました。

議案書4ページの別表の1番は、()の()氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の幹()業()者へ提出するために平成30年1月31日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第102号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
議案第135号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の5ページでございます、議案第135号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、釧路地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書6ページでございます表の1番ですが、資料は7ページと8ページでございます。

公簿地目が牧場である、[]、の一筆、[]㎡の土地について、所有者の[]氏他[]名の代理人であります、土地家屋調査士の[]氏から現況証明願がございました。

2月13日、釧路地区の農業委員5名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、お願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の福西委員から報告をお願いします。

委員
福西委員

議案第135号「現況証明願」について、調査報告します。

現況証明願がありました[]は、[]氏他[]名が所有する公簿地目が牧場である、[]㎡の土地であり、平成30年2月13日、釧路地区農業委員5名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認しました。

以上、報告いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

福西委員、ありがとうございました。

それでは、議案第135号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第135号「現況証明願」について原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第135号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書9ページ目でございます、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、阿寒地区で4件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書10ページ、11ページの表の1番は、資料が議案書の14ページから56ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他■■■筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書12ページの表の2番は、資料が議案書の57ページから65ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他■■■筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書12ページの表の3番は、資料が議案書の66ページから73ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他■■■筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書13ページの表の4番は、資料が議案書の74ページから77ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他■■■筆、■■■■㎡の農地について、■■■■に賃貸借を行うものであります。

以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の番から3番について、調査委員長の佐藤泰正委員が本日欠席しているため調査委員の稲場委員に報告を求めます。

委員

稲場委員

議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請」について、1番から3番の報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■が所有する、■■■■筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■に売買により所有権の移転を行うものです。

2番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、合計■■■■㎡の農地について、■■■■に売買により所有権の移転を行うものです。

3番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、合計■■■■㎡の農地について、■■■■に売買により所有権の移転を行うものです。

議長
野村会長

1番から3番は、原案どおり決定致しました。
次に、4番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番については、原案のとおり決定致します。
それでは次に、議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の78ページでございます、議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。
今回は、音別地区で2件の計画がございます。
議案書79ページの表の1番ですが、資料は議案書の80ページ、81ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他■■筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書79ページの表の2番ですが、資料は議案書の80ページと82ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他■■筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■氏へ無償譲渡による所有権移転を行うものです。

以上、2件の農用地利用集積計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、1番と2番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番および2番を原案のとおり決定致します。

これで議案書の審議を終えましたので、続いて、追加議案書の審議に入ります。

議案第138号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、追加議案書1ページの議案第138号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請の追加がございました。

追加議案書2ページ目の表の1番は、資料が議案書3ページから9ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■の一筆、公簿面積■■■■㎡の農地について、■■■■へ売買の上、農業用施設であります、バンカーサイロの増設のため転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

この農地につきましては、釧路市長より意見照会がございましたので、次の議案第139号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について」で、用途変更についてご審議頂きます。

本件に関しまして、平成29年12月4日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書をご参照下さい。

以上、「農地法第5条の規定による許可申請」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、稲場委員より報告をお願いします。

委員
稲場委員

議案第138号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について報告します。

申請内容は、■■■■氏の所有地に■■■■が農業用施設であるバンカーサイロを、建設しようとするものであります。

この件につきましては、平成29年12月4日に阿寒地区農業委員5名及び事務局3名により現地調査並びに協議を行いました。

計画されている場所は、農用地区域内ではありますが農業用施設用地に用途変更が予定されており、また本施設を利用する■■■■の農業用施設の隣接地で、農作業の効率性も良い場所であり、近隣にここ以外の建設場所も見当たらないことから、妥当であると認められます。

以上のことから、調査委員会では許可相当という結論に至りましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは議案第138号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議を致しますが、本案件については、[]の役員である佐藤泰正委員、浅野徳昭委員は議事参与の制限がございますので、退室して下さい。

(浅野 徳昭委員退室)

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第138号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第138号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については原案のとおり決定致します。

浅野 徳昭委員は入室して下さい。

(浅野 徳昭委員入室)

議長
野村会長

次に議案第139号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について」事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、追加議案書10ページにございます、議案第139号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、1件の用途変更となっております。

追加議案書11ページの表の1番は、資料が追加議案書12ページにございます。

先ほど、議案第138号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」についてご審議頂きました[]によるバンガーサイロ増設のため、[]、[]、公簿面積[]㎡について、農地から農業用施設用地に用途変更するものです。

以上、議案第139号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第139号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について原案に賛成の委員は挙手して下さい。

委員
委員一同

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、原案のとおり決定致します。
これを持ちまして、本日の議事は全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年2月21日

議長 野村 照明

署名委員 三木 均

署名委員 磯野 鏡昭